

居宅療養管理指導重要事項説明書

医療法人社団 白羽会

つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷

《 令和 6年 6月 1日現在 》

1. つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人社団白羽会つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷
所在地	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-16-1 ムワ・トゥール1F-A2
電話	047-468-8065
FAX	047-468-8075
院長	永島 徳人
介護保険指定番号	鎌ヶ谷市 1212611499
通常の事業の実施地域	船橋市北部、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市及び市川市の一部
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：00～18：00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日
サービス提供時間	8：00～18：00

(2)職員体制

()内は男性再掲

職 種	資 格	常 勤	非常勤	合 計
管理者	医師	1名(1)	名()	1名(1)
医師	医師	3名(2)	8名(7)	11名(9)
看護師	看護師	6名(1)	名()	6名(1)

2. 居宅療養管理指導の内容

- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要 な情報情報の提供。
- (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法 の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

3. 利用料金

(1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1か月に2回を上限とし以下の利用料を徴収させていただきます。

(i)居宅療養管理指導費(I)((ii)以外)

・単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき):515単位 利用者負担1割:515円/利用者負担2割:1030円/利用者負担3割:1545円・単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき):487単位 利用者負担1割:487円/利用者負担2割:974円/利用者負担3割:1461円・単一建物居住者10人以上対して行う場合(1回につき):446単位 利用者負担1割:446円/利用者負担2割:892円/利用者負担3割:1338円

(ii) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)

・単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき):299単位 利用者負担1割:299円/利用者負担2割:598円/利用者負担3割:897円 ・単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき):287単位 利用者負担1割:287円/利用者負担2割:574円/利用者負担3割:861円 ・単一建物居住者10人以上に対して行う場合(1回につき):260単位 利用者負担1割:260円/利用者負担2割:520円/利用者負担3割:780円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

(2) 医師が行った居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に 以下の加算の上利用料を徴収させていただきます。

・特別地域加算:所定単位数の15/100を加算(離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興 開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域)

・中山間地域等における小規模事業所加算:所定単位数の10/100を加算(特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律、半島 振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進 に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域)

・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算:所定単位数の5/100を加算(特別地域加算、中山間地域における小規模事業所加算の対象地域)

4. 料金の支払い方法

毎月20日頃に前月分の請求を致しますので、27日にお引き落としまたはお振込みになります。お支払方法は、お振込みまたは口座振込にてお願い致します。

口座振替後は、領収証を発行します。

振込先口座	銀行名	千葉銀行 船橋北口支店
	口座種別	普通口座
	口座番号	3938585
	フリガナ 名義	イリョウホウジンシャダンハクウカイリジチヨウナガシマアツ 医療法人社団白羽会 理事長 永島 徳人

5. 運営の方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等(ケアマネジャー)に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する管理者を選定しています。

虐待防止に関する管理者	管理者 永島 徳人
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

下記は令和6年3月までの猶予期間がある事項

(5) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の利用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(6) 虐待の防止のための指針を整備すること。

7.業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や、災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行うこととする。

8.感染症対策の強化

感染症の発生及びまんえん等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を行なうこととする。

9.法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 白羽会
代表者役職氏名	理事長 永島徳人
所在地	千葉県船橋市駿河台1-33-8 コンフィデンス駿河台2階201号室
電話番号	047-411-1666

10.秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者様及びその家族に関する秘密の保持について

・事業者は、利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

・事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いませぬ。また、利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者様の家族の個人情報を用いませぬ。

・事業者は、利用者様及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

・事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。)

11. サービスに関する苦情

(1) 事業所お客様苦情担当

医療法人社団白羽会 つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷	所在地	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-16-1 ムワ・トゥール1F-A2
	TEL	047-468-8065
	FAX	047-468-8075
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (但し、土曜、日曜、祝日、12/30～1/3を除く)
	担当者	永島徳人(院長)

(2) 苦情相談等の処理体制

- ①窓口に担当者が居る場合は、直接対応します。窓口に担当者が不在時は、他職員が対応し、担当者へ報告します。
- ②苦情・相談等の内容をよく伺い、状況を詳しく把握します。
- ③担当者が必要と判断する場合には、サービス提供担当職員を中心に検討会議を開き、対応を検討します。
- ④検討会議の結果、必ず具体的な対応を迅速に行います。
- ⑤苦情対応の記録を保管すると共に改善に活用し、再発防止に努めます。

(3)その他

相談苦情窓口等	電 話
鎌ヶ谷市 高齢者支援課	047-445-1141
白井市 高齢者福祉課	047-492-1111
松戸市 介護保険課	047-366-7370
市川市 介護保険課	047-712-8540
船橋市役所 介護保険課 資格給付係	047-436-2304
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428

13.第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状 況	1. あり	実施日	
		評価機関 名称	
		結果の開 示	1.あり 2.なし
	2. なし		